

令和 7 年度沖縄・奄美地域における希少爬虫類調査等業務に係る仕様書

1. 件名

令和 7 年度沖縄・奄美地域における希少爬虫類調査等業務

2. 業務の目的

沖縄・奄美地域には多くの希少な野生動植物種が生息しており、その中でも爬虫類は固有種が多いことが知られている。しかし、希少な爬虫類の生息地周辺においては、土地の改変等による好適生息環境の減少・消失や劣化、また、外来種による捕食被害や密猟等の影響による生息数の減少等が危惧されている。

本業務では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているミヤコカナヘビ及びクロイトカゲモドキ類（亜種クロイトカゲモドキ、マダラトカゲモドキ、イヘヤトカゲモドキ、ケラマトカゲモドキ及びクメトカゲモドキ）について、各個体群の生息状況等を把握するとともに、効果的かつ計画的な保全施策を検討・実施することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 打ち合わせ及び業務計画書の作成

環境省沖縄奄美自然環境事務所（以下、「事務所」という。）の担当官（以下、「環境省担当官」という。）と打ち合わせを 3 回実施する（業務開始時、中間時、業務完了時の 1 回当たり 2 時間程度を想定）。打ち合わせは、ウェブ会議システムを活用することを想定する。

また、業務開始時の打合せまでに本業務の進め方やスケジュールを示した業務計画書案を作成し、環境省担当官の承諾を得ること。

(2) ミヤコカナヘビの生息状況の把握と再導入試験の実施等

イ ミヤコカナヘビ生息状況調査

ミヤコカナヘビの生息域内における生息状況把握や好適な生息環境の維持手法の検討を目的とした現地調査を実施する（32 人日程度を想定）。現地調査では、①ミヤコカナヘビの生息状況の把握、②生息環境の把握等を行うものとする。

①の調査時期は、ミヤコカナヘビの活動期（6～11 月頃）とし、調査員 2 名程度で夜間にゆっくりと調査ルートを踏査する。個体が確認された場合は、日時、位置情報、地面からの高さ、周辺の植生情報等を記録するとともに、一時的に捕獲し、性別、頭胴長、尾長、尾の状態等を記録する。捕獲したミヤコカナヘビは、計測及び必要に応じて個体識別措置を行った後、速やかに捕獲地点へ放出する。なお、調査中にミヤコカナヘビの脅威となりうる外来種の生息や足跡・糞等の痕跡を確認した場合は、その旨を記録する。

②に際しては過年度業務の実施内容を踏まえ、植生環境を把握するとともに、無機的環境の把握を目的としてデータロガー等を用いて各環境要素に係る情報等を記録し、生

息状況の記録結果と比較・分析すること。

また、①及び②の現地調査や過年度業務で得られた知見・検討結果に加え、別途環境省担当官から関連するデータの提供を受けた場合は、それも踏まえて保全対策検討のための基礎情報（生息状況や好適生息環境等）を更新する。

調査内容、実施時期については環境省担当官と相談の上、ミヤコカナヘビの生態等を勘案して適切な時期に実施すること。過年度業務報告書は環境省担当官から貸与する。

調査の際には、必要に応じて土地所有者と連絡調整を行う。なお、個体の捕獲や土地への立入りについて法令等に基づく手続きが必要な場合は、事務所において実施する。

ロ ミヤコカナヘビの再導入試験に係る事前調整

過年度業務で整理された再導入試験に関する計画に基づき、本年度より伊良部島におけるミヤコカナヘビの再導入試験を開始するため、放出個体数や放出時期、放出前後の調査項目の整理、必要な植生管理等について、事前に環境省担当官と詳細な調整を行うこと。放出個体数及び時期については、放出にかかる関係者（土地所有者や域外個体群管理者である日本動物園水族館協会等）との調整を行い、環境省担当官とともに放出等に関する合意形成を図ること。

ハ 再導入試験候補地における植生管理等の実施

再導入試験候補地において、ミヤコカナヘビの好適生息環境を創出するための植生管理作業、及び必要に応じて放出前の事前調査を実施する。なお、本作業はイ 又は二と併せて実施することを想定する。植生管理に必要となる用具等は、請負者にて手配すること。

ニ ミヤコカナヘビの再導入試験、及びモニタリング調査の実施等

ロ 及びハ の作業完了後、伊良部島における再導入試験を実施する。放出後は、ミヤコカナヘビの生態や放出後の定着状況、ロ にて整理した調査項目等を踏まえて適切な間隔でモニタリング調査を実施する。モニタリングの頻度は、放出の翌日、2週間後、1ヶ月後、2ヶ月後の計4回を想定する（計18人日程度を想定）。

また、必要に応じて、域外保全個体群の維持・増殖を図るために必要なファウンダーを捕獲する。捕獲時期や捕獲数については環境省担当官、日本動物園水族館協会と協議の上、決定すること。

（3）クロイワトカゲモドキ類の生息状況の把握と保全施策の検討等

イ クロイワトカゲモドキ類の生息状況調査

渡名喜島、伊平屋島、沖縄島（周辺離島含む）における本種群の生息状況を把握するための現地調査を実施する（渡名喜島6人日、伊平屋島8人日、沖縄島（周辺離島含む）10人日を想定）。調査時期は、クロイワトカゲモドキ類の活動期（6～10月頃）とするが、クロイワトカゲモドキ類の活動性が特に高い時期（6～7月）に調査を実施するように努めること。調査地点は、事務所が過年度に実施した調査において設定した各調査地点につき100m程度を基本とするが、新たな生息地点確認のための新規地点の設定を

妨げない。

調査に当たっては、調査員2名程度で夜間にゆっくりと調査ルートを踏査する。発見したクロイワトカゲモドキ類は一時的に捕獲し、日時、場所、性別、頭胴長、尾長、尾の状態、体重等を記録する。捕獲したクロイワトカゲモドキ類は、計測及び必要に応じて個体識別措置を行った後、速やかに捕獲地点へ放出する。なお、調査中にクロイワトカゲモドキ類の脅威となりうる外来種の生息や足跡・糞等の痕跡を確認した場合は、その旨を記録する。

また、伊平屋島においては、無機的環境の把握を目的としてデータロガー等を用いて各環境要素に係る情報等を記録し、生息状況の記録結果と比較・分析すること。

調査の際には、必要に応じて土地所有者と連絡調整を行う。なお、個体の捕獲や土地への立入りについて法令等に基づく手続きが必要な場合は、事務所において実施する。

ロ クロイワトカゲモドキ類の保全施策に関する検討

イ 及び過年度業務で得られた知見・検討結果等を踏まえてクロイワトカゲモドキ類の保全対策検討のための基礎情報（生息状況や好適生息環境等）を更新するとともに、特に保全優先度の高い個体群を対象として、好適生息地の環境要素の整理と好適生息地の抽出、減少要因に関連して土地利用状況や外来種の生息状況などのとりまとめを行う。

また、クロイワトカゲモドキ類の保護増殖技術として開発している人工シェルターについて、特に保全優先度の高い伊平屋島、阿嘉島等での導入を想定し、設置候補場所や効果的な設置方法等を検討すること。

ハ 「第2期トカゲモドキ類の生息状況把握及び保全体制構築検討に係る実施計画」成果とりまとめ

第2期トカゲモドキ類の生息状況把握及び保全体制構築検討に係る実施計画（以下、「第2実施計画」という）の総括として、これまでに得られた成果や課題、次期計画に求められる取組内容等を整理すること。

ニ 普及啓発活動の実施

イ のとりまとめ結果を踏まえ、調査対象となった各自治体等への調査結果の情報提供用資料を更新する。

また、伊平屋島においてイヘヤトカゲモドキの生態等の紹介や調査結果の情報共有を図る報告会を1回開催する。報告会の開催に当たっては、環境省担当官及び自治体職員との事前調整を綿密に行うとともに、開催案内チラシ案及び報告会で必要な資料の作成と印刷を行うこと（両面A4サイズ、カラー印刷、20頁、40部を想定、開催案内チラシは案の作成のみを想定）。会場については自治体施設を借用（無料）することを想定する。

（4）検討委員会の開催

上記（2）及び（3）の内容について、環境省担当官と調整の上、専門的見地から助言を得るため、奄美・沖縄地域における希少爬虫類等の保全施策検討のための検討

会を2回開催する（オンライン開催、1回2時間程度を想定）。

会議の開催に当たっては、契約締結後に環境省担当官が指名する委員の委嘱手続き、委員との日程調整、委員・オブザーバーへの出席案内等の送付、オンライン会議システムの準備、資料の作成、議事の進行補助及び会議内容の記録等を行う。また、6名の委員に対して、必要に応じて1回当たり14,200円の謝金を支給するものとする（うち1名は謝金不要を想定。）。

（5）報告書の作成

上記（1）から（4）の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和8年3月31日（火）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 2部（A4判簡易製本 50頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。なお、生息確認地点等のGISデータについては1ヶ月前までに提出し、環境省担当官の了解を得ること。

提出場所 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。
基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>
- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて
電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた
共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」 （内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度ミヤコカナヘビ生息状況調査当委託業務」及び「令和6年度クロイトカゲモドキ類の生息状況把握等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和6年度ミヤコカナヘビ生息状況調査当委託業務」及び「令和6年度クロイトカゲモドキ類の生息状況把握等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課（[TEL:098-836-6400](tel:098-836-6400)）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記するこ

と。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。